

○美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理
する副管理者の順序に関する規則

〔平成19年3月20日〕
規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	副管理者	管理者以外の組合町の長
第2順位	副管理者	管理者の属する組合町の副町長

（美
津
二
十）

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。